労組周辺動向　No.103

2020 年 12 月 25 日現在

1.　法・政策

(1) 育児休業：勤務 1 年未満の非正規も取得可能に・男性の産休を分割取得可能に

男性の育児休業を促進するための制度改正のメニューが出そろった。子どもの出生直後に最大４週間とれる「男性産休」を新設して分割取得も認めるほか、働いて１年未満の非正規雇用の人も育休を取れるようにし、企業には育休対象者に取得を個別に働きかけることを義務づける。大企業には、育休取得率の公表も義務化する方針。厚生労働省は２０２２年度からの実施を目指す。

「男性産休」は、子どもが生後 8 週までの間に、最大 4 週間取得できる。分割も可能で、たとえば出産時と退院後などに分けて取得できる。

女性を含めた通常の育休制度も見直す。いまは契約社員やパートタイマーなど有期契約の働き手の場合、育休を取るためには、1 年以上継続して働いている必要がある。この条件をなくし、働いて 1 年未満の非正規雇用の働き手でも育休を取れるようにする。また、共働きの夫婦が交互に育休を取るニーズなどに対応するため、2 回まで分割して取れるようにする。

企業には、育休の対象となる働き手に対し、これらの制度についての説明と取得の意向確認を、個別にすることを義務づける。男性が育休を取りたいと言い出しづらい職場の雰囲気を変えることが狙いだ。面談での説明や、書面での情報提供などを想定している。

「男性の育児休業取得促進策等について」　厚生労働省第 34 回労働政策審議会雇用環境・均等分科会
https://www.mhlw.go.jp/content/11901000/000705286.pdf

(2) 自民党の議員連盟が「最低賃金制度の再検討を」と政府に要望

自民党の最低賃金一元化推進議員連盟は、都道府県別に決められる最低賃金を全国一律にするよう求める提言をまとめた。一律化に向け、政府に検討の場を設けるよう要望。中央で引き上げ幅の目安を定めた上で、地方でそれぞれ最低賃金を最終決定する現行制度は根本的に再検討すべきだとしている。

提言通りに最低賃金を一律化すれば、賃金が上がる地方で中小企業の負担が重くなる懸念がある。対応策として「賃金や社会保険料の支払いを直接助成する方策も検討に値する」と

明記し、１０年程度の支援が必要とした。財源については、利益剰余金を対象とする大企業の内部留保課税の可能性に触れた。

(3) 来年度予算案―コロナ対策で巨額に

政府が２０２１年度予算案を閣議決定した。

＜コロナ対策「１５カ月予算」＞

政府は新型コロナウイルスへの対応で巨額の財政出動を継続する。コロナ対策を盛り込んだ２０２０年度第３次補正予算案を２０２１年１月から始まる通常国会で先に成立させ、２０２１年度の予算案とつなげる通称「１５カ月予算」を編成。一般会計の歳出額は合計で１２５兆円規模となる。

２０２１年度予算案の一般会計総額は過去最大の１０６．６兆円。予備費は例年計上する５，０００億円のほかに、コロナの再拡大に備えて５兆円。

＜社会保障費・防衛費の膨張止まらず＞

２０２１年度予算案で主に膨らんだのは社会保障費や防衛費だ。

社会保障費は 20 年度当初予算より１，５００億円ほど増え３５．８兆円程度に膨らむ。防衛費も３００億円ほど拡大し、５兆３，４２２億円と過去最大を更新する。。

＜税収落ち込み、財政悪化は深刻に＞

財政悪化は深刻な状況だ。新型コロナウイルスに対応する財政支出が拡大するだけでなく、企業の業績悪化によって税収も落ち込む。政府は２０２０年度の税収見通しを８兆円下方修正し、５５．１兆円とした。２０２１年度の税収も５７．４兆円と鈍い回復を予想している。２０２０年度の当初見込みと比べると６兆円少ない水準だ。

２０２１年度の新規国債発行は４３．６兆円となり、２０２２年３月末の時点で普通国債の残高は９９０．３兆円に達する。

「令和３年度予算案のポイント」　財務省

https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2021/seifuan2021/01.pdf

(4) 「非正規だからテレワークの対象外」は認められない－指針の改定へ

新型コロナ下で広がったテレワークの課題を議論してきた厚生労働省の検討会が報告書案をまとめた。勤務の「中抜け」を事実上認めるなど、働き手がテレワークをしやすくする方向性を打ち出す一方で、長時間労働を防ぐための労働時間管理は、引き続きしっかり行うように求めている。厚生労働省は報告書をもとに、年度内にテレワークの指針（ガイドライン）を大幅に改定する。

緊急事態宣言も出た春以降、正社員はテレワークを認められる一方で、派遣社員ら非正規の

働き手は出社せざるを得ない実態が広がった。そこで報告案は企業に対し、正規・非正規といった雇用形態だけを理由にテレワークの対象者を分けないよう、留意を求めた。

また、テレワークは長時間労働になりやすい懸念があるとして、企業が働き手の労働時間の把握義務をきちんと果たすことの重要性を、改めて指摘した。

「これからのテレワークでの働き方に関する検討会報告書（案）」　厚生労働省・第５回これからのテレワークでの働き方に関する検討会　２０２０年１２月２３日
https://www.mhlw.go.jp/content/11911500/000709135.pdf

(5) フリーランスとの契約は独占禁止法の対象：公正取引委員会・厚生労働省がフリーランス保護指針案を公表

公正取引委員会と厚生労働省は、企業など組織に属さずフリーランス（個人事業主）として働く人を保護するためのガイドライン（指針）案を公表した。フリーランスとの契約は独占禁止法や下請け法の対象になるという考えを初めて明文化し、発注時には取引条件を明確にする書面を取り交わすよう求めた。意見を募り年度内に策定する。フリーランスの働き手は増加しているが法的な位置づけがあいまいで、政府は、指針を策定する方針を打ち出していた。

公正取引委員会は今回の案で、発注者とフリーランスの取引全般に独禁法が適用されると整理した。発注者が正当な理由がないのにもかかわらず報酬を支払わなかったり、一方的に発注を取り消したりするなどのトラブルが報告されており、こうした行為は独禁法上の優越的地位の乱用にあたることになる。さらに発注者が資本金１千万円超の法人であれば、下請け法も適用されるとした。

また、働き方の実態によっては労働基準法などの適用を受けられるケースもあるとした。たとえば発注者から勤務の場所や時間が指定されている場合や、仕事の進め方について具体的な指揮命令を受けている場合などは、「（労基法上の）労働者」と認められるケースがあるとして例示した。

「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（案）」　内閣官房・公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省　２０２０年１２月２４日公表
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/dec/201224gl3.pdf

2. 法違反・闘い

(1) 大阪メトロ社員自殺：上司が丸刈り強要し「死ね」と暴言も

大阪メトロ（大阪市）の４０代の男性社員が上司からパワハラを受け、今年 3 月に社内で死亡しているのが見つかった問題で、男性が上司から日常的に「死んでまえ」と言われたり、頭髪を丸刈りにするよう求められたりしていたことがで明らかになった。遺族側は、男性の

死亡を労災と認めるよう申し立てた。
男性は大阪市職員として市交通局で働き、２０１８年の市営地下鉄の民営化に伴い大阪メトロの社員になった。経理業務の担当で、２０１８年当初からこの課長の下で働いていた。

(2) 児童館職員ら「京都市が不当労働行為」と主張―３０年続いた団交に応じず救済申し立てへ
京都府内の児童館や学童クラブの職員らでつくる労働組合は、京都市が団体交渉に応じないのは不当労働行為に当たるとして、府労働委員会に救済を申し立てた。

同労組は１９８９年から毎年、児童館と学童クラブの職員の待遇を巡って市と団体交渉を行ってきた。しかし今年６～９月に同本部が３度にわたって団交を申し入れたところ、市は「労使関係にない」などとして拒否したという。

市の多くの児童館、学童クラブでは指定管理者制度が導入されている。組合は「「市と組合員は直接の労働契約関係にはない」と認めた上で、約３０年にわたり団体交渉を続けてきた点や、市が要綱で事実上職員の給与を定めている点を踏まえ、「市が労働組合法上の使用者であることは明らか。団交を拒絶する市の対応は許されない」と主張している。

3. 情勢・統計

(1) 労組組織率、１１年ぶり上昇　非正規加入進む：２０２０年調査
厚生労働省が発表した２０２０年の労働組合基礎調査（６月末時点）によると、雇用者全体に占める組合員の割合を示す組織率は、前年比０．４ポイント上昇の１７．１％だった。上昇は２００９年以来１１年ぶり。前年まで８年連続で過去最低を更新したが、新型コロナウイルスの影響に伴う景気悪雇用者数は１．６％減の５，９２９万人で、１０年ぶりの減少。組合員数は０．３％増の１，０１１万５，０００人に上り、６年連続で増えた。このうち、女性も多いパートタイム労働者が３．１％増、過去最高の１３７万５，０００人に伸びたことが寄与した。
パート内の組織率は８．７％。前年を０．６ポイント上回り、全組合員に占める割合が１３．７％まで上昇した。産業別の伸びでも、パート比率の高い宿泊・飲食サービス（４．４％増）や卸売り・小売り（２．０％増）が目立った。

「令和２年（2020 年）労働組合基礎調査の概況」　厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/roushi/kiso/20/dl/gaikyou.pdf

(2) 「雇用に不安」と働き手の５８％が表明
労働組合の中央組織・連合が、新型コロナ禍での働き手の状況や意識を調査したところ、５８．１％が「自身の雇用に不安を感じている」と答えた。３月以降に休業を経験した人は２１．７％で、担当者は「収束の見通しが立たない中、休業や賃金カットなどを経験していない人にも雇用不安が広がっている」とみている。調査は１１月下旬にウェブ上で実施し、非

正規社員を含む全国の１８～６５歳の男女１，０００人の回答を集計した。

「コロナ禍における雇用に関する調査 2020」　日本労働組合総連合会
https://www.jtuc-rengo.or.jp/info/chousa/data/20201217.pdf?1857